

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和7年8月25日(月) 13時30分～15時15分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1番 迎 幸枝	2番 田中 恵	3番 松尾 政敏
4番 渡邊 稔	5番 永島 宏行	6番 川原 浩	7番 森 計人
8番 琴浦 清	9番 森 武敏	10番 清心由紀美	11番 森 土雄
12番 宮脇喜八郎	13番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 小林 竹哉                      書記 坂本 修一                      光増 彩

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

- (1) 農地の合意解約について                      2件
- (2) 農地改良届について                              3件

5. 議 事

議案第14号 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について                      6件

6. その他

秋の農作業賃金について

事務局長	<p>みなさんこんにちは。お暑い中お集まり頂きありがとうございます。時刻となりましたので、8月の農業委員会総会を始めて参りたいと思います。本日の欠席者ですけど、下野推進委員さんが体調不良により欠席となっております。以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>みなさんこんにちは。局長が言いましたように、非常に暑い日が続いてお疲れの中と思いますけど、本当にお集まり頂きましてありがとうございます。また先般20日の日に行われました県央地区研修で、講演につきましては非常に貴重な講演で、後々ためになる講演ではなかったかと思っております。ご参加いただきまして本当にありがとうございます。そういうことで暑い中でございますけど、8月期の総会を只今から始めさせていただきます。座らせてもらい進めさせていただきます。</p> <p>まず議事録署名委員の指名についてということで、7番の森委員と8番の琴浦委員の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。報告事項の中に私の件も入っておりますけど、報告事項ですのでそのまま進めさせていただきたいと思います。</p> <p>(1)の「農地の合意解約について」ということで2件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、報告事項に入る前に先月の総会の訂正がありまして、その説明をさせていただきます。先月3条の所有権移転でお父さんから息子さんに生前贈与で名義を変えるということで合意解約と3条が同時にかかっていたんですけど、実はお父さんが農業者年金の経営移譲年金を受給されていまして、農業者年金基金の方から指摘があり、1回解約をしてしまうと年金の支給停止事項に該当するというので、解約をせずにそのまま所有権移転をするようにしてくださいということでした。私が親子間での使用貸借で契約があったので、一旦解約をした上で贈与しないといけないと思っていたのですが、手続きの誤りだったということで合意解約については取り下げをさせていただきます。</p> <p>後は中間管理機構の件も、木場の方から3年間で貸付けるということで議案にかけたんですが、公社の方からその後連絡がありまして、今まで中間管理機構を使うなら最短で3年がいいですよということだったんですけど、農地バンクについては長期で借りてもらうのが基本ということで、今後3年では受け付けないということで連絡がありまして、10年に訂正をさせていただきました。農地バンクは途中で解約もできますので、とりあえず農林水産係の担当と話をして、今後は基本が10年にしてもらって、途中で辞めると言えば合理解約で解約をするような手続きにしていこうという事になりました。今後は10年という事で受け付けるそうです。何か皆さんご意見とか質問はありますか。何もなければいいのでしたらそのように訂正をさせていただきます。</p> <p>本総会の議事に入ります。合意解約なんですけど、冊子の3ページです。今月は2件あります。報告第1号次のとおり、通知があったことを報告します。農地法第18条6項の規定による通知について、農地法関係事務処理要領の第9の3の(3)の規定により、通知があったことを報告します。1件目が2筆あります。彼杵宿郷1662-5、</p>

<p>議長</p>	<p>2402-1 で両方とも登記地目畑、現況地目樹園地、貸付けていた方が彼杵宿郷の方で、借りていた方が三根郷の方です。解約の形態が合意解約で、事由としては規模縮小のため。場所が4ページに載せてあります。赤木の町営工業団地から広域農道の上のロータリーの方に行って、ロータリーすぐ横の所が1筆、さらに上って行って水道施設の下茶畑1筆が解約になっております。</p> <p>2件目が法音寺郷1239-3、登記地目畑、現状地目樹園地、貸し付けていた方が諫早市の方、借りていた方が三根郷の方です。解約形態としては合意解約で、これも同じく規模縮小のためです。場所が5ページに載せてあります。こちらも赤木の工業団地から上ってロータリーの更に水道施設を過ぎて行ったところの茶畑が1筆になっております。報告としては以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございます。今の報告事項として2件ありましたけど、何かご意見とかご質問とかございましたらお受けしますけど、何もありませんか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは報告事項(2)の「農地改良届について」ということで事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告します。今回8月は3件あります。まず6ページ目をご覧ください。全部で5筆の改良が出ております。改良届出者は中尾郷の方で、改良の目的が改植に伴う農地の整地となっています。地図は9ページ目に載せています。場所が大山製茶園さんの上の方の農地5筆になるんですけど、大きめの拡大地図の方を見ていただいたら番号の所から写真を撮っている写真が16ページからです。すでに整地されている所が多いんですが、今日朝から会長と現地の確認を地元委員さんと行って来ました。こちらの申請されている所に関しては問題無いだろうということと言われていたんですが、地図の方に戻っていただくと私が⑤番と矢印に書いている赤枠のない土地があると思うんですけど、こちらの方もされていましてその写真が⑤番になるんですけど、こちらの方も改良対象でした。こちらにも特に問題は無いだろうという事でした。既にお茶の木は抜かれていて綺麗なさら地状態になっています。説明は以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。今事務局から説明がありましたように、今日午前中に現地確認を行っております。事務局と私と地元委員さんの森委員さんと藤田推進委員さんに一緒に来ていただいておりますので、何か委員さん、推進委員さんで補足とかありましたらお願いしたいと思いますけど。</p>
<p>森(土)委員</p>	<p>11番森です。午前中に会長さん、藤田推進委員さんと事務局で回って行って来たんですけど、写真を見ていただければご存知の通り完全な事前着工になっています。この④番までは問題無かろうと思います。すでに⑤番というのが切り下げて工事の途中で</p>

	<p>あるわけですが、その先が隣接の嬉野の方が作られているという事で、そちらの方に行く影響という排水関係もそんなに場所的に狭いので影響は無いだろうという感じで見えてきました。私も3年推進委員でお世話になってきたわけですが、挙がってくるのが特にお茶関係が事前着工ばかりで挙がってくるわけです。この辺の所をもう少し文書でやむを得ずにかれこれ工事に着手するということになれば事務局にでも報告をしてそして早急に出すという様な事を文書あたりでも徹底的にしないとこれは工事をしはじめてから止めなさいとかは言えないですね。私たちも審査をするにしてもなかなか言えないです。たびたびこういう事があるので。私自身もお茶を作って改植をするわけですが、一応報告だけはやっぱり事前にしてもらいたいです。別にこれに関してはそのようでもいいですけど。どうしたものかと思います。</p>
議長	藤田委員何かありますか。
藤田委員	私は今回初めて現場を見たんですけど、あれだけの工事をされるのだったら前もってやはり説明とかして欲しいかと思いました。もう、あそこまで行くとどうしようもないのでと思いました。以上です。
議長	<p>はい、ありがとうございます。今おっしゃった様に事前着工で終わりに近い状態がありました。一応今日帰り際に本人さんにも、この写真では出来上がりしか分からないのでどのような状況の畑でこうなったのか、一番最初の状態の写真がないのかと聞いたら、事業に出している写真がありますという事でしたので、他の写真も改めて貰うようにしました。写真はそれでいいんですが、森委員から言われたように他にも事前着工案件が続いていることもあって、今日会議でそこもまとめて、特に今盛土法が出来てきて、元々どういう状態だったのかというのが分かって初めて色んな状態とか、こうしてくださいとか、これは相談してくださいとか、色んな事が提案出来ますので、とにかく早めに改良届を出してくださいと、元の状態の時にさせて下さいとはお願いしました。徐々にそういう形で申請して改良するという形で、隣の畑に影響があるとか、茶の木の本を抜くのを先にしてくださいとかというのは有りかもしれませんが。実際泥の切り盛りをするのは申請をして許可が下りてからお願いしますという事で伝えておきますので、そういう形でまず改良届が出た時点で委員さんにも場所をお知らせして、農地パトロールの時に気がけて見ていただける形で行ければと思いますので、そういうことで目を光らせてしていただければと思います。よろしくお願いします。この件に関しまして他に何かご質問とかご意見とかありましたらお受けしますけど。</p> <p>無いようでしたら2番の方に行きたいと思います。事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	はい、2番目の農地改良の説明をします。説明文は7ページになります。場所が坂本郷の1筆になります。茶畑です。改良の目的が石垣の増設になります。農地所有者の同意は取られています。地図は10ページになります。坂本のコミュニティセンターを

	<p>上って行ったところの農地1筆になるんですけど、こちら写真も撮ってあります。22ページの写真が本人さんからの写真なんですけど、26ページから写真を載せています。この石垣の所を上げるという形で①番の写真の上の方の雑草が生えている所の土を下ろしてくるという話がありました。こちらについては、細かい説明が図面での資料に載せているんですけど、見て頂けたらと思います。今日こちらの方も現地確認に行っておりますので、補足の説明は後程現地の委員さんによろしくお願いします。事務局からの説明は以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。事務局より説明があったとおりに地元推進委員さんと地元委員さんとなっております。地元は大原委員さんになっておりますけど、補足がありましたら。</p>
<p>大原委員</p>	<p>何もありません。</p>
<p>議長</p>	<p>今、大原委員さんが言いましたように、特段問題は無いかと、最初高さが2mだったので盛土法にドキッとしたんですけど、石垣のつきかけた上を載せるだけなので問題は無いというのが分かったので、きちんと改良届を出してくれてありがとうございますという工事でした。この件に関しまして何かご質問とかありましたらお受けしますが、大丈夫でしょうか。何もないようですので次に進みたいと思います。それでは、3番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、3番目の説明に入ります。場所が彼杵宿郷1757-1、1850-1の2筆になります。改良の届出人が彼杵宿郷の方です。改良の目的が改植に伴う作業性と労働性の向上ということで隣接農地の方の許可はすべて取っております。地図が11ページになります。萌香園さんのところの隣接した農地と、ちょっと離れたところの農地の2筆になります。こちら写真も撮っています。41ページがご本人さん写真で42ページから45ページに載せてあります。萌香園さんの隣の農地なんですけど横に石垣があるんですけど、そちらの方を崩して傾斜の方向を変えるということで申請が挙がっております。こちらも特に問題はないだろうという話だったので現状確認をしてそのような確認をしております。次のちょっと離れたところの農地なんですけど、こちら隣と同じような形にするということで少し傾斜の方を変えるという風に伺っております。こちらも特に問題はないだろうという事で現地を確認して来ております。事務局からも説明は以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。場所は萌香園さん真横とそれより下のところです。私と局長と事務局3名で現地確認をしました。最初に言われた広域農道沿いの擁壁の吹き付けを撤去して下げるということで、これが広域農道の先が町のものになっているんですけど、事業の関係上県にも伝えないといけないことで、今県の許可待ちだということで、ちょっと遅れるという話でした。実際最初の農地につきましては隣接の農</p>

	<p>地が少なく、もう一か所の農地の周りは全て申請者が耕作されている農地ですので、その農地に合わせた勾配にするということでした。説明は以上ですけど、ご質問とかありましたらお受けします。それからここも一部茶の木を抜いているところもあるんです。ここは周りの茶畑に配慮して早めに抜いたということですので土地自体は着工していないので事前着工には当たらないと思っております。何かご質問とかありましたらお受けしますけど、大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。それでは報告事項を終わりました、議事の方に入りたいと思います。</p> <p>議案第 14 号「農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について」ということで 6 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、資料が 46 ページになります。農地利用集積等促進計画の公告についてということで次のとおり、促進計画案について審議を求めます。まず 1 番目が 6 筆あります。すべて彼杵宿郷になります。1568、1573-1、1573-2、1588、1589-1、1590-1 で登記地目、畑、現況地目、樹園地になります。作物は茶になります。賃貸借権の契約で 6 筆合計 100,000 円の契約です。貸す方が三根郷の方、公社を通して借りる方が小音琴郷の方で 10 年の契約です。こちらは今の契約が満了するので更新をするということです。50 ページに位置図を載せています。赤木の町営工業団地から広域農道から上って行きまして、ロータリーを過ぎてさらに上って水道施設があるんですけど、そこから上に行った所の農地になっております。説明としては以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今説明がありましたけど、契約更新ということでありまして、何かご質問とかご意見とかありましたらお願いします。何かないでしょうか。場所はわかりますか。更新ですと問題ないかと思っておりますけど。ご質問とかあればお受けしますけど。ないようでしたら採決に入ってよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>ありがとうございます。それでは 1 番に関しまして問題ないと賛成と思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めていきたいと思っております。それでは 2 番の方をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、2 番になります。場所が坂本郷 1636、登記地目、畑、現況地目、樹園地、1 筆 2,200 ㎡こちらは茶畑ですので作物は茶になります。1 筆で 20,000 円の契約です。貸す方が坂本郷の方、公社を通して借りる方が同じく坂本郷の方でこれも 10 年の契約です。令和 7 年 11 月 10 日から令和 17 年 11 月 9 日までこちらも今の契約が満了になりますので、満了に伴う更新になります。場所の位置図が 51 ページになります。坂本郷の国道 34 号の上の北側になります。堆肥小屋があってそこからさらに上って行ったところの茶畑 1 筆になります。説明は以上になります。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは2番に関しましてご質問とかご意見とか補足とかありましたらお願いしたいと思います。これも更新ですので特段問題はないかと思うんですけど、ご質問とかあればお受けします。大丈夫でしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>では採決の方に入らせていただきたいと思います。2番に関しまして問題ないと賛成と思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めて行きたいと思います。では引き続き3番の方をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、3番です。こちらが坂本郷になります。3筆ありまして1721、1746、1752こちらが登記地目、畑、現況地目、樹園地、作物は茶になります。3筆合計で20,000円の契約です。貸す方が坂本郷の方、公社を通して借りる方が坂本郷の方で期間が5年になっているんですけど、さっき説明をした最低10年という連絡が公社の方から来る前にこの契約を進めていましたので、これは5年で進めるという事でした。こちらが契約が満了に伴う更新になります。場所が52ページに載せています。先ほど説明をした茶畑のさらに先の方になります。国道の方に下って行く途中の茶畑3筆になります。説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。3番につきまして補足説明とか質問とかございましたらお願いしたいと思いますけど、何もありませんでしょうか。何もなければ採決の方に入ってもらってよろしいでしょうか。何もありませんので採決の方に入りたいと思います。3番につきまして問題ないと賛成、許可することに問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向に進めていきたいと思います。引き続き4番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、4番です。場所が彼杵宿郷になります。1829、1838、1848、3筆とも登記地目、畑、現況地目、樹園地これも茶畑ですので作物は茶になります。これが3筆合計25,000円で借りる賃貸借権の契約です。貸す方が嬉野の方、借りる方が公社を通して彼杵宿郷の方です。契約期間は10年です。これは切り良く1月からの契約にしたいという事で、他のは11月なんですけどこれは年明けの令和8年1月10日から令和18年1月9日の10年間の契約です。これは新規になります。ここの茶畑は5月の総会で貸主さんが耕作を辞めるという事で誰かいないかという事であっせんが出ていたところなんですけど、今回借りて耕作してくれることになりました。場所が53ページに載せています。広域農道沿いに萌香園さんがあるんですけど、その下の方の茶畑3筆になります。説明は以上になります。</p>

<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。賃料が5反の25,000円で反当たり5,000円ぐらいになるんですけど、改植するためにその1筆ずつをまけてくれという話が出ていまして、将来的に全部改植するなら最初の10年間は半額でどうだろうかという提案を出したところ、それで行きますと。また10年後の契約の更新をするときには反当たり10,000円で行きましようかという話で、1回1回この契約内容を変更するのも面倒ですから、一応全部時間がかかっても改植をして行くという形で、こういう契約にしてもらいました。そういうことでようやく契約ができたんですけど、4番に關しまして何かご質問とかありましたらお受けしますけど、何もなければ採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは4番につきまして問題ないと許可する方向で問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向進めていきたいと思ひます。引き続き5番の方をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、5番です。場所が法音寺郷になります。地番が1235-3こちらも登記地目、畑、現況地目、樹園地で茶畑で作物は茶になります。これが反当たり7,000円で5,117円だと反当たり7,000円だと、實際面積に合わせるとこの金額になるということで契約をするそうです。貸す方が彼杵宿郷の名義人が亡くなられており、未相続の農地ですので、相続権利者代表で奥さんが契約者になっております。こちらも公社を通して中尾郷の方が借りるといふ事です。これも公社から最低10年からという話がくる前に契約の話が進んでいましたので、今回は5年で契約するということでした。令和7年の11月10日から令和12年11月9日までで新規の扱いで、以前別の方が中間管理機構を通して契約をしていたんですけど、その方がお茶を辞められるということでちょうど今回の借主さんが茶畑を探していたということで、話がついております。場所が54ページに載せています。広域農道から上のロータリーをさらに上って水道施設を過ぎたところの1筆です。この後の議案に6番があるんですけど、關連した案件ですので、続けて説明をします。</p> <p>こちらは全部で13筆借ります。場所が菅無田郷595-9、595-11法音寺郷1234-2、資料でいうと55ページに地図を載せています。5番の隣の農地でこれが元借主さん自身の農地で、ご自身で耕作をされていたんですけど、これも辞められるということで、5番の農地と一緒に今回の借主さんが借りられるということです。戻って49ページから説明をしますと、13筆全部でありましてこれが全部茶畑になります。これも反当たり7,000円で借りるといふことで話されていて合計13筆で言ひますと59,003円で先ほど説明した通り、三根郷の元借主さんがお茶を辞められるので、その方名義の農地を公社を通して、中尾郷の方が借りるといふことです。これも5年間借りる契約になっています。場所が55ページから載せていまして、先ほど説明をした分と56ページの彼杵宿郷の農地でこれが畑の部分が地籍と合っていないので資料の49ページの</p>

<p>議長</p>	<p>ここに部分借り受けと並んで書いているんですけど、これは実際に茶畑の面積分だけ面積を出して賃料を出しています。部分借り受けという事です。57 ページ法音寺郷です。赤木の工業団地の交差点から広域農道を下って行って左手の所に牛舎があるんですけど、その隣の茶畑です。これが法音寺郷の 1131-1、1131-2 になります。ちょっと分かりづらかったかもしれないですが、説明は以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございました。ちょっといっぺんに言ったので分かりにくかったかもしれませんがませんでしたけど、採決の方は分けていきたいと思います。5 番の法音寺郷の農地を借りるといふところの部分ですけど、これに関して何かご意見とかご質問とかありましたらお願いしたいと思いますが、何もないでしょうか。何もないようでしたら採決に入りたいと思います。5 番に関しまして問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めていきたいと思います。6 番に関しましては、先ほどの 5 番の隣接した農地と、それから田んぼの中の茶畑と、立石の方に牛舎の裏の農地があります。これにつきまして何かご質問とかご意見とかありましたらお答えしたいと思いますが、何もないでしょうか。何もないようでしたら採決の方に入らして頂いてよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは 6 番につきまして採決に入りたいと思います。これに関しまして許可する方向で問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>議事の方はこれで以上でございます。8 月期の総会をこれで終わります。本当にお疲れ様でした。</p> <p>6、その他 秋の農作業賃金について 省略</p>
-----------	---

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

7 番

8 番

